

事務連絡
平成30年7月31日

指定訪問介護事業所管理者
指定予防訪問介護相当サービス事業所管理者
指定訪問型サービスA事業所管理者 各位

高齢者いきいき課

指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスA
におけるサービス提供責任者の兼務について（通知）

平素より、本市介護保険事業について御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

本市では平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始し、総合事業の第1号訪問事業（主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係わる基準よりも緩和した基準による訪問サービス（訪問型サービスA）に限る。以下「訪問型サービスA」という。）においては、平成29年4月より本格実施をしております。

この度、厚生労働省老健局振興課より「指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務について」（平成30年3月30日事務連絡）が示されたため、八王子市として下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1 一体的な運営におけるサービス提供責任者の配置基準について

(1) 一体的な運営とは

同一の場所、命令系統で、営業日、営業時間等が同じである場合とする。

(2) サービス提供責任者の配置基準

①同一のサービス提供責任者を、指定訪問介護又は予防訪問介護相当サービス（以下「訪問介護等」という。）と訪問型サービスAのいずれにも配置する場合

●訪問介護等と訪問型サービスAのサービス提供責任者の必要数の計算は、その利用者の数に訪問型サービスAの利用者を含み、利用者の数が40又は、その端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。また、利用者の数が40を超えるときは、サービス提供責任者の員数の算定について常勤換算方法によることができる。

②別々のサービス提供責任者を訪問介護等と訪問型サービスAにそれぞれに配置する場合

●訪問介護等のサービス提供責任者の必要数の計算は上記1-(2)-①のとおり、
但し利用者の数に訪問型サービスAの利用者数を含まない。

●訪問型サービスAのサービス提供責任者の必要数の計算は、
利用者の数50を基準とし、勤務形態一覧表の「サービス提供責任者の必要時間数」に
より求めた時間数以上とする。

2 一体的な運営における訪問介護員の配置基準について

常勤換算方法で2.5人以上必要とされる訪問介護員の配置基準についても、訪問介護等と訪問型サービスAの訪問介護員等の勤務時間を合計して計算することができる。但し、訪問型サービスAの従業者のうち、市の研修修了者（生活支援ヘルパー）の勤務時間数は含めないこととする。

なお、1-(2)-②の場合の訪問介護等であっても、訪問型サービスAの訪問介護員等の勤務時間を含められることとする。

3 その他

一体的な運営については、営業日、営業時間、管理者等適宜確認の上、変更が生じる場合は速やかに「変更届」をご提出ください。

4 ホームページへの掲載先

本通知の他、「訪問介護等と訪問型サービスAの一体的運営の取扱いについて」を八王子市のホームページにも掲載しております。

トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等 > 事業者へのお知らせ > 各サービスに関する通知等 > 指定訪問介護と訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務について

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/005/p023660.html>

(お問い合わせ)

八王子市福祉部高齢者いきいき課

事業者指定担当

電話：042-620-7452

FAX：042-623-6120